

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会
役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人妙高市社会福祉協議会の定款に定めのある役員の報酬及び支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 役員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員報酬は、毎年度末に当該年度分を支給する。

ただし、年度の途中で任期満了及び職を離れた場合は、その月の翌月の末日までに支払うものとする。

(2) 役員報酬は、のその職に選任された日からそれぞれの職を離れた日（死亡による場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間について支給する。ただし、年度の途中において、役員の任期が満了する場合は、年額を12で除した額（以下「月額」という。）に任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(3) 前号に規定する期間内に、1月未満の端数があるときは、その月分の役員報酬は、日割り計算により支給するものとする。

(4) 前号の日割り計算の方法は、役員報酬の月額に支給を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除し、円未満の端数は切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

[役員報酬に関する規程]

別 表

役 職	報 酬 額
会 長	年額 40,800円
副会長	年額 15,600円
理 事	年額 10,800円
監 事	年額 10,800円